

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集
(平成 25 年 4 月 30 日～同年 5 月 29 日意見募集)

【意見提出 7 者】

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>会津若松市で防災を担当している立場より考えたことを記載します。 基本的にこの「訓令改正案」に賛成します。 自治体においては、災害時の多様な状況を想定して、様々な情報伝達手段ができる環境が必要であり、音声では伝えられなかった情報や、映像等を伝えられる環境が構築されることは災害時対応に有効であると思います。 なお、実際のシステム導入にあたっては、 ○導入時並びに維持管理費のコスト ○平時の利活用方法 が課題と考えられ、この点財政支援や先進事例等の情報提供をお願いしたいと考えます。 【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、本件意見募集に係る訓令案に対する賛成の御意見として承ります。 なお、本件システムの導入に資する情報提供につきましても、機会を捉えて広く行って参ります。</p>
2	<p>電波法関係審査基準の一部の改正をみて、この間に東日本大震災があったことを考えれば、非常にバランスの悪い改正内容だと思いました。 私は、アメリカの 2009 年 1 月に行われた電波の入札の D ブロックのような使い方にしたらどうかと思うのです。 これなら、公共ブロードバンド移動通信システムを最優先で伝送すれば、その機能を確保しながら、他の用途にも使えます。 MCA 無線や固定電話、防災行政無線の同報系等の各種無線を統合することが可能になり、さらに MCA 無線等が使っていた帯域を携帯電話の帯域を増やすことが可能になります。 170～202.5MHz は、32.5MHz もの帯域幅があり、最新の無線技術を採用すれば、相当な数の無線局数を収容できます。 260MHz 帯への防災行政無線や消防・救急無線については、公共ブロードバンド移動通信システムの音声部分を分割したものと位置付ければ、何とか理論的に整合性がとれそうです。 アナログチャンネルの空きチャンネルをうまく使えるかで、日本の情報通信産業の未来が</p>	<p>170MHz から 205MHz の周波数の電波を使用する公共ブロードバンド移動通信システムに対する本件審査基準は、情報通信審議会による「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」の一部答申（平成 19 年 6 月 27 日）を踏まえて策定する必要があると考えており、原案のとおりといたします。 なお、頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>決まると云っても過言ではありません。</p> <p>そうした意味を含めて、この問題を考えて欲しかったのですが、残念ながらそうはなっていません。</p> <p>この問題は、NTT（ドコモを含む）のこれからの在り方やKDDI、ソフトバンク等の携帯電話事業者の在り方とも大きく関係します。</p> <p>テレビのデジタル化の費用は、大部分を携帯電話の電波利用料で賄った経緯があり、平成23年度の電波利用料の収入をみても携帯電話やWiMAX事業者が84%で、放送局は7%に過ぎません。</p> <p>こうした意味でも、携帯電話の事業者の意向は無視できないと思うのです。</p> <p>これからは、大部分の周波数の帯域を携帯電話等の電気通信事業者が使うことで、間接的に国民が電波を安く自由に使うようになると思います。</p> <p>そうした政策を反映するため、電波法関係審査基準（免許基準）を大幅に変更することで、国民が安く自由に電波を使えるようにすべきです。</p> <p>今後はインターネットが通信や放送は無論、個人からの情報発信の手段として使われる（例えば、ツイッターやフェイスブック）時代になるので、メディアや政治の在り方も大きく変わると思います。</p> <p>総務省等の役所も、そうした国民の声を反映した政策を行って欲しいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
3	<p>I. 公共ブロードバンド移動通信システム（以下 公共BBと言う。）の周波数割当等の見直しについて</p> <p>公共BBは、遅まきながら2013年3月末に警察庁が無線局の免許付与を受けたと聞き及んでおります。2011年3月に、東日本大震災が発生し、未曾有の大災害を受けた中で、国としては内閣府中央防災会議を核として様々な報告書を取り纏めていますが、映像情報に関する記述は殆ど無く、情報伝達体制の充実・強化としての多様な情報伝達手段、関係機関の情報共有等となっています。</p> <p>また、最近の災害対策の顕著な動きとして、巨大津波対策用の津波避難タワー、津波避難ビル、津波救命艇、津波避難カプセル等がありますが、対住民、住民相互間の情報連絡に必要な通信手段の装備は殆ど施されて無い状況であり、実際に災害が起きた場合は、混乱</p>	<p>170MHz から 205MHz の周波数の電波を使用する公共ブロードバンド移動通信システムに対する本件審査基準は、情報通信審議会による「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」の一部答申（平成19年6月27日）を踏まえて策定する必要があると考えており、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、頂いた御意見は、170MHz から 205MHz の周波数帯における更なる電波の有効利用に関するものとして、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

状態に陥ることは、目に見えています。

公共BBに割当の200MHz帯の周波数帯については、自営通信網では非常に利用価値の高いバンドであることは衆目の一致するところです。東日本大震災以降において、警察、消防、自治体を始めとする防災関係機関を始め、鉄道、ガス、電力の公営企業、そして、民間企業等が、現在の無線システムを、より充実したシステムに向けて動きを加速していくものと思われま。この様な状況の中で、200MHz帯の周波数帯域を公共BBのみでなく、これらの防災関係機関等にも割り当てることは、国の社会環境を何にも増して安心・安全に導くと共に国民の財産である電波の有効利用促進に繋がり、かつ、相当な経済効果も期待出来るものです。

例えば、現行の5MHz×6を、5MHz×4または5にすることにより、最新の狭帯域デジタル通信方式であれば5MHz帯域で5MHz/6.25KHz=800CHと、膨大なCHが帯域として確保されます。更に、公共BBの割当てで課題になっている放送事業用連絡無線への混信妨害の対処にも結び付きます。

我が国は、世界でも有数の地震国であり、火山も多く、台風等自然災害の発生に加え、最近ではこれらに原発事故が含まれる災害環境となっています。南海トラフ巨大地震等の大規模地震はいつ起きても不思議でない状況であり、かつ、それに伴う巨大津波被害も想定されています。「何としても命を守る」「被害者を出さない」ためにも無線の役割は欠かせないもので、そのための周波数帯域の確保は不可欠な要件と云えます。

現行公共BBでの映像伝送を主体とした広帯域通信設備の整備は、ユーザー（免許人）数が少ないことが想定される一方、平常時を含む災害時運用においては、小型で機動性に飛び長距離の通信確保が容易な狭帯域移動通信設備による整備への需要が潜在的に高く、かつ、災害対応の多様な通信手段への要望も強い等の客観的状況に鑑みて、現行公共BBの免許方針を早急に見直しのうえ、新たな周波数割当等の展開を図ることを強く要望するものです。

なお、割り当てられた周波数の利用状況の見える化が課題となっていますが、本公共BBにつきましては、国民負担によって周波数開放された帯域でもあり、見える化の先導的役割を果たす必要性も見られるので、四半期ごとの周波数利用状況のホームページ公開を強く望むものです。

【アイコム株式会社】

<p>4</p>	<p>II 電波法関係審査基準について</p> <p>現在考えられている公共BBの電波法関係審査基準については、1. 平常時の運用と非常時の運用 2. ARIB 標準規格に定められている二つのモードの扱い 3. 常設基地局の扱い 4. ハンドオーバー際の周波数割当等から本公共 BB に対する考え方が纏まっていない中で意見募集と見受けられます。</p> <p>具体的な質問概要については、下記の通りとなります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 無線局の目的の項目で非常時運用を明示していますが、非常時を目的とした場合は非常局の扱いとなり、扱いが別になるものと思います。</p> <p>本来、平常時の運用体系をメインに無線局の免許方針（審査基準）が決まるのが通常の流れで、その中で無線局の目的、通信事項等が決まるものと思いますが、本無線局の平常時を含む運用は、映像のみなのか、映像及びデータ伝送なのかが不明確です。</p> <p>1-1 イ 用語の定義(イ)で、可搬型無線局を新たに定義付けていますが、電波法関連規則上の取り扱いが不明確です。</p> <p>また、移動局を通信制御するとなっていますが、通信制御の意と具体的な内容が不明確です。</p> <p>1-2 エ 無線局目的について</p>	<p>1の御意見について</p> <p>本無線局は、平時における使用も想定され、非常通信業務のみを行うことを目的として、開設する非常局に該当しません。</p> <p>また、平常時の運用は、常時接続しないものである限り、映像及びデータ伝送が可能です。</p> <p>1-1の御意見について</p> <p>可搬型無線局は、常設では基地局と見なせますが、あらかじめ設置場所が定まらない非常時での使用が主となることを踏まえ、電波法に基づく無線局種においては、陸上移動局に該当するものと認識しています。</p> <p>また、「陸上移動局を通信制御できる」ことを求めるのは、基地局としての機能を有する必要があるとの判断によるものであり制御の内容については、自律的に動作する「自立通信モード」を想定していますが、通信制御の方式等については特定しないことが適当と考えています。</p> <p>1-2の御意見について</p>
----------	---	---

<p>(7) 本無線局は、非常時において現場等における映像情報等をデータ伝送することに用いるものであること</p> <p>(イ) 平時においては、常時接続としないものであること</p> <p>↓</p> <p>(7)で非常時と限定して置きながら(イ)では平常時の運用を規定、本来(7)項には、非常時と限定せずに本無線局の運用の基本的な在り方を規定すべきではと思いません。また、等とは何を想定しているのかが不明確です。</p> <p>2. 新たに公共業務用として規定の2-(21)で、免許主体の新たな定義付けを行っていますが、審査基準 第3条(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)別添1の公共業務用無線局の範囲であれば規定する必要がないのでは、逆にこれに合致しないのであれば、審査基準 別添1の修正案を作成する必要があるのではと思いません。また、エ、オで無線局の目的、通信事項を新たに定義していますが、同様に別添1-2の「公共業務用無線局の目的、通信事項は次のとおりとする。」に整合させる必要があるのではと思いません。</p> <p>また、周波数については、別表1(第3条)1 周波数の割り当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧表 2無線局の目的又は用途ごとの周波数一覧表に追記し明示する必要がありますのではと思いません。</p> <p>3. 通信の相手方は、異免許人間通信を前提としての規定と思われませんが、異免許人間通信については、審査基準 別添7(第3条)の中で非常に厳密に捉えられており、その要件を満足する必要があるのではと思いません。</p>	<p>本件システムは、災害等の非常時に活用が期待されるものであるため、現在の項順となったものです。</p> <p>映像情報等の「等」は、災害現場等において得られた測定データや文字情報などを想定しており、その代表的な例示として「映像情報」と挙げています。</p> <p>2の御意見について</p> <p>当該無線システムは、公共業務用のうち、更に無線局の使用目的や範囲等を絞るものであることから、本審査基準においてこれを定めるものです。</p> <p>なお、周波数に対する御意見につきましては、本件意見募集の対象外ですので、参考意見とさせていただきます。</p> <p>3の御意見について</p> <p>公共業務用無線局のうち、本無線システムについては無線局の免許人を国、地方公共団体及び地方自治法に基づく協議会に限定し、かつ、非常時における使用を条件としていることから、本審査基準案は、これらの免許人による非常時における異免許人間通信の必要性を最大限考慮しており、これに必要な規定内容と認識しております。</p>
--	--

<p>3-1 イ 用語の定義の(イ)共通波で異免許人通信を規定していますが、映像伝送での異免許人通信とは、どのような運用形態か、不明確です。</p> <p>なお、可搬型無線局が警察で移動局が消防での映像伝送では、警察の指揮に消防が従うこととなりますが、実態にそぐわないのではと思います。</p> <p>4. システム間共存に関して、近接波妨害による混信により相当な離隔距離が必要な無線局であることは、ARIBの標準規格 STD-T103 に明示されており、実運用上は運用調整等によっての何らかの対策が必要と思います。</p> <p>なお、異免許人間の通信手段が不明確です。</p> <p>このように、現状では運用上大きなトラブルに発展する可能性を秘めたままとなっています。</p> <p>5. 規定する必要の有る要件について</p> <p>(1) 移動範囲、移動局の識別番号付与が未規定となっています。</p> <p>6. 通信方式</p> <p>キ 通信方式に記載の内容は、無線設備規則の第四十九条の三十に規定されているもので、本審査基準では、電波法施行規則第二条 十六～二十の該当部分を規定する必要があるものと思います。</p> <p>なお、同報通信方式の扱いが不明確です。</p> <p>7. 誤植</p>	<p>3-1 の御意見について</p> <p>上記により、原案のとおりといたします。</p> <p>4 の御意見について</p> <p>免許人が限定される中で、非常時での運用については、無線局免許に当たって、予め運用調整されるよう免許人に指導等を行っていきます。</p> <p>これにより、混信等の発生は未然に防げるものと認識しております。</p> <p>5 の御意見について</p> <p>移動範囲は、「コ 移動範囲」に規定しています。</p> <p>なお、本件システムは、自営無線であるため、電気通信端末としての移動局の識別番号は、規定不要です。</p> <p>したがって、原案のとおりといたします。</p> <p>6 の御意見について</p> <p>原案では、無線設備規則第 49 条の 30 に規定する基地局から陸上移動局への通信方式に加え、可搬型無線局から陸上移動局への通信方式の規定を定めるものであり、同報通信方式を含め、電波法施行規則第 2 条 16 から 20 までに規定する通信方式については、本件審査の対象外となります。</p> <p>したがって、原案のとおりといたします。</p> <p>7 の御指摘について</p>
--	---

	2/5 ページの 公共業務用無線局 ⇒ 公共業務用 【アイコム株式会社】	御指摘のとおり修正します。
5	<p>VHF-High 帯 (170~202.5MHz) の公共ブロードバンド移動無線システム (200MHz 帯広帯域移動無線通信システム) は、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。</p> <p>この帯域は地上テレビジョン放送のデジタル化で空いた貴重な周波数であり、この 32.5MHz 幅を有効活用するには、周波数有効利用の観点から、国・地方公共団体等の他に電気通信事業者等も割当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望いたします。</p> <p>具体的には、今回の電波法関係審査基準の一部改正案において、別紙 2 無線局の目的別審査基準 (第 5 条関係) 第 2 陸上関係 の 2 公共業務用無線局 (21) 200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局「200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により設けられる協議会又は同法第 284 条の規定により設けられる組合が開設する公共業務用無線局であること。」とありますが、電気通信事業者も開設対象者としてこの表記に追加いただくことを要望いたします。</p> <p>また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準は、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で導入していただくことを要望いたします。例えば、TDD システムにおいては、数年前は WiMAX が世界的な主流でしたが、現状は TD-LTE に移行している状況であり、TD-LTE をこの帯域に導入できる技術条件を策定するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンク BB 株式会社】</p>	<p>170MHz から 205MHz の周波数の電波を使用する公共ブロードバンド移動通信システムに対する本件審査基準は、情報通信審議会による「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」の一部答申 (平成 19 年 6 月 27 日) を踏まえて策定する必要があると考えており、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、頂いた御意見は、170MHz から 205MHz の周波数帯における更なる電波の有効利用に関するものとして、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	VHF-High 帯 (170~202.5MHz) の公共ブロードバンド移動無線システム (200MHz 帯広帯域移動無線通信システム) は、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異	170MHz から 205MHz の周波数の電波を使用する公共ブロードバンド移動通信システムに対する本

<p>なる技術方式を用いるよりも、電気通信事業者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムが稼動する役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを利用することによって、全国を同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とするべきであると考えます。</p> <p>この帯域は地上テレビジョン放送のデジタル化で空いた貴重な周波数であり、この32.5MHz幅を有効活用するには、周波数有効利用の観点から、国・地方公共団体等の他に電気通信事業者等も割当て可能となる免許方針を策定していただくことを要望いたします。</p> <p>具体的には、今回の電波法関係審査基準の一部改正案において、別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第2 陸上関係 の2 公共業務用無線局（21）200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局「200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局は、その公共的性格に鑑み、国、地方公共団体、地方自治法第252条の2第1項の規定により設けられる協議会又は同法第284条の規定により設けられる組合が開設する公共業務用無線局であること。」とありますが、電気通信事業者も開設対象者としてこの表記に追加いただくことを要望いたします。</p> <p>また、VHF-High帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準は、新たな技術方式等が開発された場合は、技術の進歩に合わせ柔軟に追加で導入していただくことを要望いたします。例えば、TDDシステムにおいては、数年前はWiMAXが世界的な主流でしたが、現状はTD-LTEに移行している状況であり、TD-LTEをこの帯域に導入できる技術条件を策定するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>件審査基準は、情報通信審議会による「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」の一部答申（平成19年6月27日）を踏まえて策定する必要があると考えており、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、頂いた御意見は、170MHzから205MHzの周波数帯における更なる電波の有効利用に関するものとして、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
---	--